

■平成 31 年 2 月 21 日

港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく
説明会で出されたご質問への回答とご意見の概要

	質問・意見	回答
1	なぜ、コンペにしなかったのか。	港区ではデザインコンペをした事例はありません。設計事務所を決定する際には、一般競争入札又はプロポーザルという形で業者を選定しています。
2	デザインが良くないと思う。	青山の場所にふさわしい施設とするため現地に何度も訪れ、落ち着いたデザインとなったと思っております。公共施設としても、明るく、優しいデザインです。
3	建築費が高いのではないか。	本施設の建設費には、区有施設として通常の建物より 25%地震に強い構造であること、国産木材の使用、太陽光パネルの設置、歩道状空地の整備、セキュリティに対応したシステムの採用等の金額が含まれています。今後もコスト管理をしっかりと行い、適正な価格の積算を行っていきます。また、一般競争入札で工事業者が決定することになるので、予定より安い金額で決定する可能性があります。
4	建物を他の目的にも使えるようにすべきではないか。	なかなかまとまった土地を取得することが難しい港区において、国から南青山の土地を購入することができました。「児童相談所ほか関連施設」として土地を購入しており、ほかの目的に使うことは考えていません。
5	近隣と話し合い設計の変更をするべきではないか。	子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の 3 つの施設を整備し、その機能を相互に活用し合って子どもと家庭を守る施策を展開していきたいと考えていますので、現在の設計がふさわしく、設計を変更することは考えていません。
6	自分は児童相談所の介入により 5 年間に渡り子どもと引き離されているが、長男は預けられた児童福祉施設で後頭部に傷を負った。どうしてこのようなことが起こるのか。	例えば児童相談所の一時保護所の子どもの権利擁護について客観的に評価が行われるよう、第三者評価が取り入れられています。ご発言の方の個人的な事情は分かりませんが、これからつくる港区の児童相談所は、さまざま

		まな課題に対してきちんと対応していきたいと考えています。
7	路上駐車を発生させないため、交通安全に寄与した上で搬入出に対する対応策について伺いたい。	本施設へ搬入出する車両は、敷地内の駐車場を利用します。駐車場は梁下において有効寸法を3m確保してあります。搬入出する車両は、この高さ以下になるように運営面で管理をしていきます。また、周辺道路には歩道状空地为2m設けていますが、東側道路には上下式のバリカーを設けて、管理運営面で路上駐車がないようにします。
8	2010年来、国連子どもの権利委員会が日本に対して次々と勧告を出している。親から子どもを分離するときは司法の判断によるべきで、分離は最後の手段のはずだということ。児童相談所の一時保護所は廃止すべきだということ。国連の勧告や子どもの権利条約をきちっと守ることについてどのように考えているのか。	日本においても司法関与の体制を強める方向にあり、平成29年には児童福祉法の改正が行われています。一時保護ガイドラインも策定され、子どもの権利擁護の方向性は確認できます。また、親と暮らせない子どもについても、家庭的な環境での養育を推進しており、里親による一時保護を積極的に取り入れている自治体もあります。それらを参考にしながら、港区としては里親を増やす努力もしていきます。
9	2階の一時保護所のベランダから非行少年が外へ出ることはないか。	基本的にはベランダへの出入りはしない方向で考えています。
10	説明会の趣旨を確認したい。南青山五丁目の住人には案内を配布すべきではないか。	この説明会は、港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づいて開催しています。この条例の趣旨は、一定の範囲の住民の方に対して事前に計画をご説明することで、良好な近隣関係を保持しつつ、生活環境の維持、向上に努めていくものです。この条例では、計画地から一定の範囲に居住している方に説明会をお知らせするというルールがあります。これは区の施設だけではなく、都の施設、国の施設、民間の施設も全て同じ条件、ルールに従って説明会を開かせていただいています。
11	この地域では、たくさんの工事を行っている。それらの工事が同時に進行したら工事の調整はどこが行うのか。	本計画以外の民間の建物計画等でご意見がある際は、建築課建築紛争調整担当という係があります。私どもを通じて、そちらに話を伝えてまいります。

1 2	触法少年や非行少年が入った場合を考えると、この建物は開放的すぎないか。	施設のセキュリティをしっかりと行い、お子さんを安全にお預かりしていきます。
1 3	どのくらいの維持費がかかるのか。港区の税金を使う事業なので港区全般に説明すべきではないか。	職員数など、中身が決まった段階で数字を取りまとめ、議会に報告するなどして区民に広くお知らせします。
1 4	一度白紙に戻して公園にすることはできないか。	「児童相談所ほか関連施設」として国から土地を購入しており、方針に変わりはありません。
1 5	東京都の児童相談所では弁護士は非常勤のようだが、常勤弁護士の配置の方向性についてお答えいただきたい。	1人の弁護士に常勤として来ていただく方法と2～3人の弁護士に非常勤として交代勤務で来ていただく方法があります。複数の非常勤の弁護士に来ていただくことは、得意分野の違う弁護士に関わってもらうことがメリットとなります。どのような配置が最も効果的なのか、現在検討中です。
1 6	セキュリティを重視した建物であり、その分、通気性の確保が難しくなる面があるのではないか。	全室空調設備を導入しています。
1 7	一時保護される子どもや母子生活支援施設に入所する子どもに予防接種をする計画はあるか。	区の保健所とも協議し、検討していきます。